

【保護者の皆様へ：必ず読みましょう！】

1期

～MR予防接種について～

(麻しん・風しんの2種混合)

公費負担(無料)で受けられます。対象年齢を過ぎると任意接種となり有料となります。

●対象者と接種回数

	接種回数	対象年齢
1期	1回	1歳～2歳未満



●麻しんや風しんってどんな病気？

麻しん（はしか）は、感染力が強く空気感染でひろがり、かかると重症になりやすく、合併症で死亡することもあります。およそ2週間の潜伏期間があり、その後に熱がでて、口の中に発疹ができ、発疹がひろがります。平成30年には沖縄県内で麻しんが発生しました。特別な治療法はなく、予防するためには予防接種が大切です。主な合併症として、気管支炎、肺炎、中耳炎、脳炎があります。

風しん（三日はしか）は、せきやくしゃみなどの飛沫感染でひろがります。およそ2～3週間の潜伏期間があり、発疹・発熱・リンパ腺の腫れが見られます。大人がかかると重症になりやすく、また妊婦がかかると胎児に感染し、難聴・心疾患・白内障・精神運動発達の遅れなど、いわゆる先天性風疹症候群になることもあります。

●以前に麻しんや風しんにかかった（罹患した）場合、予防接種はどうなるの？

麻しんあるいは風しんのどちらか一方に罹患した場合でも、麻しん風しん混合の予防接種（MR）は受けられます。希望があれば罹患していない方の予防接種のみを受けることもできます。

麻しんと風しん両方にかかったことが医師の診断で明確な場合は、予防接種は不要です。

※罹患していない方の予防接種を希望する方、麻しんと風しん両方にかかったことがある方は、予防接種担当までご連絡ください。

●予防接種による副反応ってあるの？

予防接種の後、過敏症状と考えられる発熱・発疹がでることもありますが、多くはおよそ1～3日で治ります。接種後30分以内のひどいアレルギー反応や血小板減少性紫斑病（100万人に1人程度）、脳炎及びけいれんなどの副反応がまれに生じる可能性があります。

〈予防接種による健康被害救済制度について〉

定期の予防接種を受けたことが原因で、重い副反応がでて健康被害が生じた場合には予防接種法に基づく補償を受けることができます。本人またはその家族が市町村に救済の請求をし、厚生労働大臣に認定されると健康被害の程度に応じて、救済措置（医療費・医療手当・障害児養育年金・障害年金・死亡一時金・葬祭料）を受けることができます。

重篤な副反応を防ぐためにも、日頃からお子さんの体質、体調など健康状態によく気を配り、体調のよい時を選んで接種することと、不安や問題点があつたら医師とよく相談することが大切です。

～ 予防接種を受ける際は、親子（母子）健康手帳で確認してから接種しましょう！ ～

（すでに接種されている方は受ける必要はありません）

☆他市町村で接種を受けた方は、本部町役場健康づくり推進課までご連絡ください。

【問い合わせ先】 本部町役場健康づくり推進課 予防接種担当 47-2103



～MR予防接種について～

(麻しん・風しんの2種混合)

令和3年3月31日まで公費負担(無料)で受けられます。

期限を過ぎると任意接種となり有料となります。



●対象者と接種回数

	接種回数	対象年齢
2期	1回	5歳～7歳未満で小学校就学前の1年間 (令和2年度対象：平成26年4月2日～平成27年4月1日生)

●麻しんや風しんってどんな病気？

麻しん（はしか）は、感染力が強く空気感染でひろがり、かかると重症になりやすく、合併症で死亡することもあります。およそ2週間の潜伏期間があり、その後に熱がでて、口の中に発疹ができ、発疹がひろがります。平成30年には沖縄県内で麻しんが流行しました。特別な治療法はなく、予防するためには予防接種が大切です。主な合併症として、気管支炎、肺炎、中耳炎、脳炎があります。

風しん（三日はしか）は、せきやくしゃみなどの飛沫感染でひろがります。およそ2～3週間の潜伏期間があり、発疹・発熱・リンパ腺の腫れが見られます。大人がかかると重症になりやすく、また妊婦がかかると胎児に感染し、難聴・心疾患・白内障・精神運動発達の遅れなど、いわゆる先天性風疹症候群になることもあります。

●以前に麻しんや風しんにかかった（罹患した）場合、予防接種はどうなるの？

麻しんあるいは風しんのどちらか一方に罹患した場合でも、麻しん風しん混合の予防接種（MR）は受けられます。希望があれば罹患していない方の予防接種のみを受けることもできます。

麻しんと風しん両方にかかったことが医師の診断で明確な場合は、予防接種は不要です。

※罹患していない方の予防接種を希望する方、麻しんと風しん両方にかかったことがある方は予防接種担当までご連絡ください。

●予防接種による副反応ってあるの？

予防接種の後、過敏症状と考えられる発熱・発疹がでることもありますが、多くはおよそ1～3日で治ります。接種後30分以内のひどいアレルギー反応や血小板減少性紫斑病（100万人に1人程度）、脳炎及びけいれんなどの副反応がまれに生じる可能性があります。

〈予防接種による健康被害救済制度について〉

定期の予防接種を受けたことが原因で、重い副反応がでて健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。本人またはその家族が市町村に救済の請求をし、厚生労働大臣に認定されると、健康被害の程度に応じて救済措置（医療費・医療手当・障害児養育年金・障害年金・死亡一時金・葬祭料）を受けることができます。重篤な副反応を防ぐためにも、日頃からお子さんの体質、体調など健康状態によく気を配り、体調のよい時を選んで接種することと、不安や問題点があったら医師とよく相談することが大切です。



～ 予防接種を受ける際は、親子（母子）健康手帳で確認してから接種しましょう！ ～

（すでに接種されている方は受ける必要はありません）

☆他市町村で接種を受けた方は、本部町役場健康づくり推進課までご連絡ください。